

一般社団法人日本周麻酔期看護医学会 理事会運営規則

(目的)

第1条 この規則は、法令又は定款に定めるもののほか、定款第39条の規定に基づき、一般社団法人日本周麻酔期看護医学会（以下「当法人」という。）の理事会の議事の方法に関する事項について定め、それによって理事会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(構成)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員以外の者の出席)

第3条 理事会は、必要に応じ、理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(理事会の種類及び開催)

第4条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

2 定例理事会は、原則として3月及び5月に開催する。

3 臨時理事会は、必要があると認めたときに開催する。

(招集権者)

第5条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、業務執行理事が理事会を招集する。

3 招集権者でない理事は、招集権者である理事に対し、理事会の目的事項を記載した書面をもって、理事会の招集を請求することができる。

4 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から

2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

- 5 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認め、これを理事会に報告する必要があるときは、前2項の手續に準じて、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集することができる。

(招集手續)

第6条 理事会の招集権者は、理事会の招集通知を理事会の開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して発しなければならない。

- 2 前項の招集通知は、会議の日時、場所又は開催方法及び会議の主な目的事項を記載した書面で行うものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手續を経ることなく開催することができる。

- 4 前項の規定にかかわらず、定時社員総会において理事全員が改選された直後の最初の理事会は、定時社員総会において改選される全理事候補者及び監事(改選される監事を含む。)に対し、定時社員総会の開催前に、これらの者による理事会を定時社員総会の終結直後に、一定の場所で理事会を開催することを告知し、これについてこれらの者の全員から同意を得て、理事会を開催することができる。

(欠席)

第7条 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

(議長)

第8条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

- 2 理事会の会議の目的事項について議長である理事が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、議長に事故があるときに準じて、他の理事が議長に当たるものとする。

(決議の方法)

第9条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の場合においては、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。
- 3 第1項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。この場合、その理事の数は、第1項の理事の数に算入しない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(決議事項)

第10条 次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

- (1) 社員総会の招集等に関する事項
- (2) 理事に関する事項
- (3) 組織及び人事に関する事項
- (4) 財産・財務に関する事項
- (5) 重要な業務執行の決定に関する事項
- (6) その他法令及び定款に定める事項

(報告)

第12条 代表理事及び業務執行理事は、次に掲げる各自の職務の執行状況等について、理事会に報告しなければならない。

- (1) 部門別の事業活動の概況
- (2) 前年度決算
- (3) 前年度事業報告
- (4) 事業及び経理上生じた重要事項
- (5) 内部監査の状況
- (6) 各種委員会その他重要組織の活動状況
- (7) 行政庁等に対する届出等のうち特に重要なもの
- (8) 理事会の決議事項のうち特に重要な事項の経過
- (9) その他理事会から報告を求められた事項

2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告しなければならない。

3 競業取引又は当法人との間で取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

4 理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

第12条 理事会の議事については、議事録は書面又は電磁的記録をもって作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録して、出席した代表理事及び監事がこれに記名押印又は電子署名をしなければならない。

2 前項の議事録は、10年間当法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

(欠席者に対する通知)

第13条 議長は、理事会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した理事及び監事に対し通知しなければならない。

(改廃)

第 1 5 条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第 1 6 条 この規則の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この規則は、令和 7 年 3 月 2 7 日から施行する。